

○小山市バス交通整備検討委員会設置要綱

平成13年10月30日

規程第34号

改正 平成18年3月31日規程第28号

平成21年9月1日規程第40号

平成30年3月30日規程第18号

(設置)

第1条 本市のバス交通の整備計画（以下「整備計画」という。）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス交通の確保その他バス交通の利便の増進を図り、地域の実情に即したバス交通サービスの実現に必要な事項を検討するため、小山市バス交通整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、提言するものとする。

- (1) 本市のバス交通施策の推進に関すること。
- (2) 整備計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切なバス交通の態様、運賃、料金等に関すること。
- (4) その他バス交通の整備に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 商工会議所、自治会その他の関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規程第28号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月1日規程第40号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第18号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。